

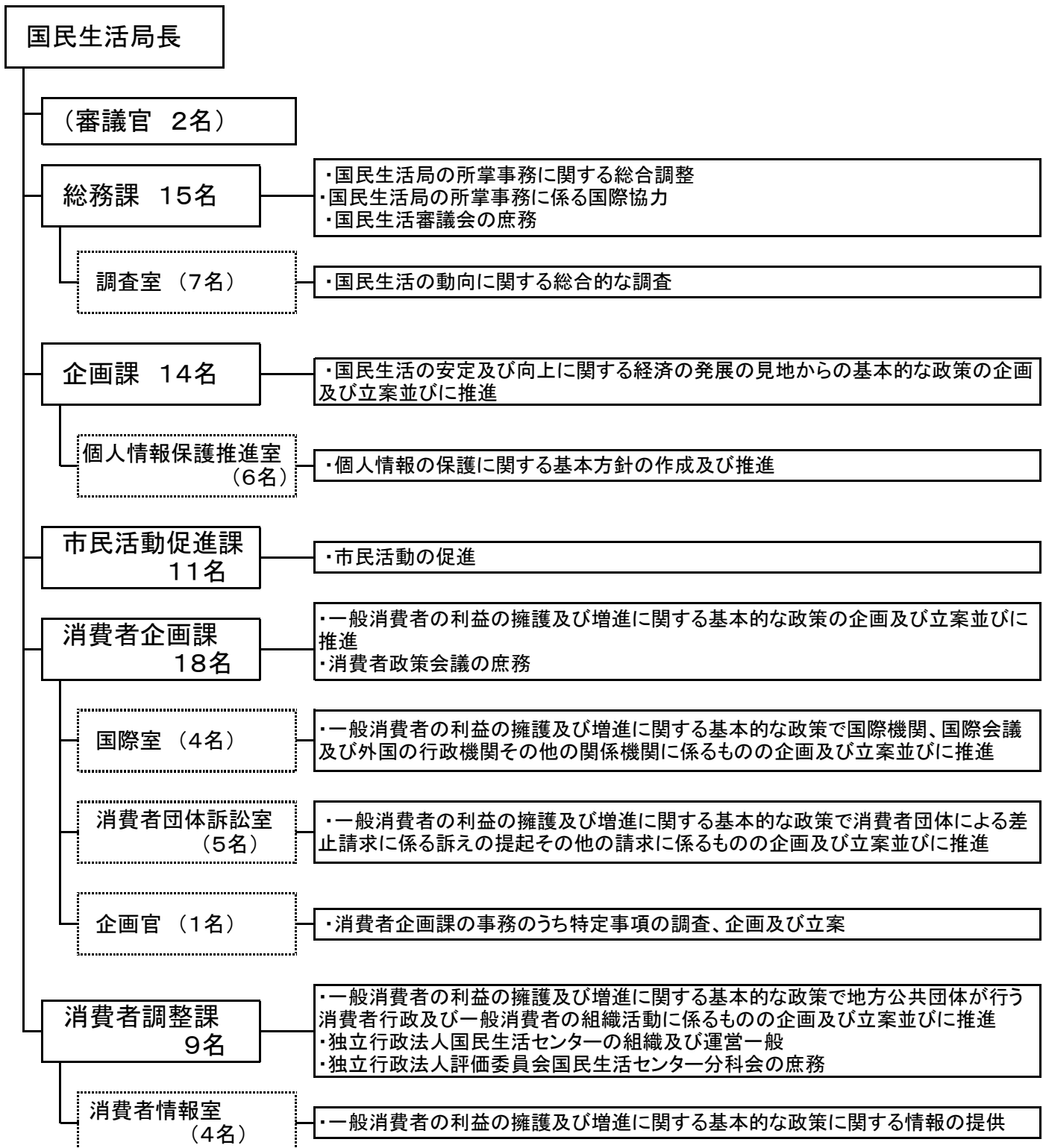
国民生活局の所掌事務及び体制

所掌事務（内閣府本府組織令第6条）

- 1 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 2 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 3 市民活動の促進に関する事。
- 4 個人情報の保護に関する基本方針（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する事。

体制

〔平成19年度 定員 68名〕



（注）室等の人数は、課定員の内数